

豊川市監査公表第10号

地方自治法第199条第14項の規定に基づき、市長から措置を講じた旨の通知があったので、別紙のとおり公表する。

令和3年2月12日

豊川市監査委員	武	田	久	計
同	鈴	木	篤	男
同	中	川	雅	之

【別紙】

定例監査の結果に基づく措置通知書

(企画部防災対策課)

監査実施期間 令和2年 9月18日から  
令和2年10月 6日まで

豊川市監査公表第35号分

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>(改善事項)</p> <p>1 備品管理において、備品購入費以外で取得した物品（災害時オペレーションシステム構築委託により取得したパソコン16台）について、備品登録が行われていない事例が見受けられたため、「工事等の施行に付随して取得した物品の取扱いについて（平成27年3月30日付け豊管号外）」に基づく適正な事務に改善されたい。</p>	<p>(改善事項)</p> <p>1 令和2年11月10日付けで、対象となるパソコン16台について、備品管理システムに登録し、備品表示票を貼付しました。</p> <p>今後は、備品管理の重要性を再認識し、豊川市物品管理規則などに定められた事務が確実に行われるよう取り組みます。</p>

(注) 上記の措置状況は、令和3年2月10日現在のものである。